

IV

諸規程等〔規則集〕

1	お茶の水女子大学学則	110
2	お茶の水女子大学大学院学則	117
3	お茶の水女子大学学位規則	138
4	お茶の水女子大学個人情報の 管理に関する規則	145
5	お茶の水女子大学授業料未納者に係る 除籍及び復籍に関する規程	150
6	お茶の水女子大学における学生の旧姓及び通称 名使用の取扱い等に関する要項	151

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究水準の向上を図り、その状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検及び評価の項目並びにその実施体制等に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 構成及び収容定員等

(学部)

第3条 国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第1項の規定に基づき置かれる学部の学科及び収容定員等は、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次入学定員	収容定員
文教育学部	人文科学科	55人	6人	220人
	言語文化学科	80人		332人
	人間社会科学科	40人		168人
	芸術・表現行動学科	27人		108人
	計	202人		828人
理学部	数学科	20人	2人	84人
	物理学科	20人	2人	84人
	化学科	20人	2人	84人
	生物学科	25人	2人	104人
	情報科学科	40人	2人	164人
	計	125人	10人	520人
生活科学部	食物栄養学科	36人	3人	144人
	人間・環境科学科	24人		102人
	人間生活学科	39人		164人
	心理学科	26人		110人
	計	125人		520人
合 計		452人	30人	1,868人

2 前項に規定する学科に、コース、講座等を置くことができる。

(文教育学部の目的)

第4条 文教育学部は、人文・社会科学系の学問を中心に、講義、演習、実験、実習等の多様な授業を通じて、学術研究のための確かな基礎と、国際的に通用する問題発見能力、情報処理能力、問題解決能力、コミュニケーション能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、前条に定める文教育学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文科学科

人文科学科は、人類の様々な歩みの中の現象を広く文化として捉え、深く幅広い知識を修得し、それらに立脚したオリジナルな問いを自ら見つけだし、必要な資料・データをねばり強く収集・整理した上で、独自の論理を築きあげる総合的な力を有する人材を養成する。

(2) 言語文化学科

言語文化学科は、人間の言語活動や様々な言語表現の本質について深い知見を有するような人材、また、個々の言語に関して高い運用能力を有するような人材、更には各言語圏に固有の文化とそれら相互間の交流について幅広い知識を有するような人材を養成する。

(3) 人間社会科学科

人間社会科学科は、幼稚園及び小・中・高等学校教員の養成を目的としつつ、教育科学、社会学及び子ども学の幅広い基礎知識、深い専門的及び応用的知識を習得し、人間に対する深い理解に基づき、グローバルな視野に立って学校その他の社会の広い分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成する。

(4) 芸術・表現行動学科

芸術・表現行動学科は、音楽や舞踊に代表される芸術及び表現行動を理論的研究と実践の両面から追求し、現代的問題への対応に適用できるような人材を養成する。

(理学部の目的)

第5条 理学部は、理学の基礎知識を修得し、大学院において高度な教育を受けるための能力を有する人材及び理学の基礎知識を活用し社会の多様な分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条に定める理学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 数学科

数学科は、数学的素養と論理的思考力を備え社会の様々な分野で主導的役割を果たすことができる人材及び現代数学の基礎知識と数学的論理思考を身に付け数理的諸科学の発展に貢献できる人材を養成する。

(2) 物理学科

物理学科は、自然科学の基礎である物理学の基礎知識を修得し、それを実際の問題に適用して解決する能力を身に付けた人材を養成する。

(3) 化学科

化学科は、様々な物質から成り立つ自然界を、原子・分子の構成とその変化の視点で捉え、得られた知識を体系化しつつ、化学の諸分野はもとより、

生物学、物理学などの基礎分野から、工学や薬学、農学、医学、地球科学、情報学など多彩な応用分野まで幅広く展開できる人材を養成する。

(4) 生物学科

生物学科は、「生き物」の複雑で多様な生命現象を科学的に解析する力を養い、幅広い知識に基づいた柔軟で論理的な思考力を有して豊かな人間社会の構築に貢献できる人材を養成する。

(5) 情報学科

情報学科は、20世紀に登場し新しい科学の対象となった「情報」というものを探究するための基礎となる知識や方法論と、その種々な応用の実態を学び、更にその成果の上に、これらを自ら開拓するための研究力の基礎を身に付けた人材を養成する。

(生活科学部の目的)

第6条 生活科学部は、自然・人文・社会科学的教養に基づき、人間と生活についての総合的な学識を身に付け、生活者の立場から、社会で活躍できる優秀な人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条に定める生活科学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食物栄養学科

食物栄養学科は、人間の「食」を自然科学的かつ総合的に捉え、豊かな食生活や健康な社会を実現するために、食物と栄養について科学的知識と実践的能力を備えた人材を養成する。

(2) 人間・環境学科

人間・環境学科は、生活者たる人間と環境との相互作用に関する深い理解を備え、科学的手法を応用して、生活面での諸課題に対して人間と環境が共生しうる方策を考案し、かつ、実社会にて実践できる優秀な人材を養成する。

(3) 人間生活学科

人間生活学科は、人間と社会の関係、生活と文化について、多角的な視点と複合的なアプローチを駆使し、人間と生活を総合的に理解し、分析する力を備えた優秀な人材を養成する。

(4) 心理学科

心理学科は、心理学に関する基礎から実践までの多面的な知識と理解力を有し、科学的エビデンス、論理的分析力に基づく臨床・応用実践、社会的課題にセンシティブな実証的探求の視点や実践的能力を獲得できる人材を養成する。

第7条 組織運営規則第5条第1項の規定に基づき置かれる大学院に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、第23条、第34条及び第37条の規定により入学した学生は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、第30条の規定により入学した学生の修業すべき年数及び在学年限は、退学前の在学期間を通算し、第1項に規定する修業年数及び前項に規定する在学年限とする。

4 入学前に、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合、第12条の規定により認められた単位の全部又は一部が教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部教授会の議を経て、第1項に規定する修業年限について当該単位数、その修得に要した期間その他を考慮して、2分の1を超えない範囲でその修業年限に通算することができる。

(授業科目)

第9条 各学部が開設する授業科目は、学部ごとに別に定める。

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育課程及び履修方法)

第10条 各学部の教育課程及び履修方法は、学部ごとに別に定める。

(他大学等における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修)

第11条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第12条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第11条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第13条 学部において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

第14条 削除

(学芸員資格の取得)

第15条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める科目的単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 卒業及び学位

(卒業)

第16条 学部に4年以上在学し、定められた授業科目を履修し、124単位以上を修得した者は、卒業者としてこれに卒業証書を授与する。ただし、生活科学部食物栄養学科については、138単位以上を修得した者とする。

2 転学者、編入学者の学業に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第17条 卒業者に対しては、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第19条 学年を次の2学期又は4学期に分ける。

二学期制

学期	期間
前学期	4月1日から9月30日まで
後学期	10月1日から翌年3月31日まで

四学期制

学期	期間
第1学期	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
第2学期	
第3学期	
第4学期	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。

(休業日)

第20条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 11月29日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項第4号から第6号までの休業日の期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 休業日において、必要がある場合には、授業を行うことができる。

第4節 入学、退学、休学、転学、留学、編入学、転学部及び転学科

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を受けた者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(第3年次入学資格)

第23条 第3条に定める第3年次入学定員により入学することのできる者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(入学出願手続)

第24条 入学志願者は、入学願書に調査書その他所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第25条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続)

第26条 前条の合格者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第27条 学長は、前条の入学手続を完了した者(第43条の規定により入学料の免除を申請した者を含む。)に入学を許可する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、第25条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

- (1) 一学部を卒業した者で、さらに他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者
- (2) 退学した者で、さらに同一の学部に入学を志願する者
- (3) 他の大学の学部を卒業した者

(退学)

第29条 退学を希望する者は、その理由を具して学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第30条 一度退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

(除籍)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第33条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 入学料の免除を申請した者で、免除を許可されなかった場合又は一部免除を許可された場合であって、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、学長は、これを除籍する。

(復籍)

第32条 前条第1項第1号に該当し除籍となった者が当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第33条 病気その他の事由により引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、事由を具して学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは、引き続き休学を願い出することができる。

3 休学期間は、通算して定められた修業年限の年数を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間には算入しない。

5 休学期間にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学から本学に転学を志望する者があるときは、収容力のある限り、審査の上、入学させることができる。

2 前項の場合、入学願書には現に在学する大学の学長の承認書を添えなければならない。

第35条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

(留学)

第36条 学生は、当該学部教授会が教育上有益であると認めたときは、学長の許可を得て外国の大学等に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第16条第1項に規定する在学期間に参入するものとする。

3 第11条第3項の規定は、外国の大学等へ留学する場合に準用する。

4 前2項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第37条 第3条に定める第3年次入学定員によるもの以外で編入学を志願する者があるときは、第34条を準用する。

(転学部及び転学科)

第38条 学生が、本学の他学部への転入又は当該学生が在学している学部内の他学科等への転入を希望したときは、当該学部又は当該学科に収容力のある限り、審査の上、許可することができる。

第5節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第39条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第40条 授業料は、年額の2分の1ずつを、次の2期に分けて納めなければならない。ただし、前期に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納めることができる。

前期 5月末日まで

後期 11月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の授業料について、入学を許可される者の申出があったときは、入学手続時に徴収するものとする。

(寄宿料の納付)

第41条 寄宿料は、毎月その月の20日までに納めなければならない。

(検定料等の返付)

第42条 一度納めた検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返さない。ただし、入学手続時に授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

(入学料の免除)

第43条 特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 入学料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第44条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の徴収を猶予することができる。

2 入学料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予)

第45条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、当該学部を経て学長に願い出たときは、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予(月割分納による徴収の猶予を含む。以下同じ。)することができる。

2 授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(退学者の授業料)

第46条 退学の許可を得た者の授業料は、その者が在学していた学期までの分を納めなければならない。

(休学者の授業料)

第47条 休学の許可を得た者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの分を免除する。

(停学者の授業料)

第48条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第6節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生、研究員等

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、別に定めるところにより、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第50条 本学の定める課程の一部を選択し聴講を希望する者があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第51条 特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、所定の手続を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第52条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託出願があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第53条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究員等の受入れ)

第54条 他の機関、民間会社等から、その職員等が特定事項に関する研究に従事することの申出又は研修受入れの申出があるときは、研究員等として受入れを許可することができる。

2 研究員等に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 外国人留学生

(外国人留学生)

第55条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生で、大学間交流協定に基づき入学する者に係る検定料、入学料及び授業料については、所定の要件を満たした場合は、これを徴収しない。

3 前2項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 寄附講座等

(寄附講座等)

第56条 教育研究の進展及び充実に資するとともに、社会貢献の推進を図るため、本学に寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)を設置することができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 公開講座及び通信教育

(公開講座及び通信教育)

第57条 公開講座及び通信教育は、一般市民の教養を高めるため適時これを行う。

2 公開講座及び通信教育に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 賞罰

(表彰)

第58条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、学長は、これを表彰することができる。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第59条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(学生団体の活動停止等)

第60条 学生団体の活動が学生準則に違反し、その他本学の使命に反するものと認められたとき、学生支援室の議を経て、学長が学生団体の活動の制限停止又は解散を命ずることができる。

2 前項の処分に対して関係者より相当の理由を附して異議の申出があったときは、教育研究評議会の議を経て、学長が適当な措置を行うことができる。

第11節 寄宿舎

(寄宿舎)

第61条 本学に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際廃止されたお茶の水女子大学学則の規定により存続するものとされた文教育学部史学科及び生活科学部生活環境学科は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第3条第2項に掲げる表の生活科学部の項及び合計の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
生活科学部	食物栄養学科	36人	72人	108人
	人間・環境科学科	24人	48人	72人
	人間生活学科	260人	260人	260人
	学部共通	20人	20人	20人
	計	340人	400人	460人
合 計		1,688人	1,748人	1,808人

附 則 (平成17年2月23日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月15日)

この学則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年12月14日)

この学則は、平成17年12月14日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月22日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、平成20年度入学者から適用する。

2 この学則の施行前から引き続き生活科学部食物栄養学科に在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月26日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、平成21年度入学者から適用する。

2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。

附 則 (平成21年6月10日)

この学則は、平成21年6月10日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月28日)

この学則は、平成22年7月28日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日)

この学則は、平成22年12月22日から施行する。

附 則 (平成23年1月26日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月23日)

この学則は、平成23年2月23日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月27日)

この学則は、平成24年11月27日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日）

この学則は、平成25年12月24日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条第1項に掲げる表の下記学部学科の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
文教育学部	言語文化学科	320人	320人	326人
	人間社会学科	160人	160人	164人
理 学 部	数学科	80人	80人	82人
	物理学科	80人	80人	82人
	化学科	80人	80人	82人
	生物学科	100人	100人	102人
	情報科学科	160人	160人	162人
	人間・環境科学科	96人	96人	99人
生活科学部	人間生活学科	234人	208人	186人
	心理学科	26人	52人	81人
	合計	1,868人	1,868人	1,868人

3 この学則の施行前から引き続き文教育学部人間社会学科に在籍し、心理学主プログラムを選択する者及び生活科学部人間生活学科に在籍し、発達臨床心理学主プログラムを選択する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月28日）

この学則は、平成30年9月28日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

学部	学科等	免許状の種類
文 教 育 学 部	人文科学科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	言語文化学科	中学校教諭一種免許状（国語） 中学校教諭一種免許状（中国語） 中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（中国語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	人間社会学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）
	芸術・表現行動学科	中学校教諭一種免許状（保健体育） 中学校教諭一種免許状（音楽） 高等学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（音楽）
	数学科	中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学）
	物理学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
	化学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
	生物学科	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
	情報科学科	中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（情報）
	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状
生 活 科 学 部	人間生活学科	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭）

2**お茶の水女子大学大学院学則****第1章 総則****(趣旨)**

第1条 この大学院学則は、国立大学法人お茶の水女子大学学則(以下「大学学則」という。)第7条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学大学院に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第5条第2項に定める人間文化創成科学研究科(以下「本学大学院」という。)は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 構成及び収容定員等**(課程)**

第3条 本学大学院は博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

(博士前期課程)

第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこととする。

2 前項の目的を達成するため、第6条に定める博士前期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 比較社会文化学専攻は、言語、思想、歴史、芸術を軸とする人文諸科学に関する高度な専門性を構築し、幅広い教養に基づいた学際的で豊かな研究能力を備えた人材を養成する。
- (2) 人間発達科学専攻は、教育科学、心理学、発達臨床心理学、社会学、保育学、児童学における基本的な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する諸問題を学際的視点に基づき総合的・有機的に結びつける能力を身につけた人材を養成する。
- (3) ジェンダー社会学専攻は、人間・生活・社会・環境をめぐる現代的諸問題を、生活政策学、地理環境学、開発・ジェンダー論の観点から解明しうる新しい学識の獲得をはかり、国際的な視野をもつ人材を養成する。
- (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンス全般を基礎から応用まで幅広く理解できる人材を養成する。
- (5) 理学専攻は、数学、物理学、化学・生物化学、情報科学の各分野において高度の専門的能力を有し、境界領域分野や未知の分野の学問を切り拓くことに意欲的な人材を養成する。
- (6) 生活工学共同専攻は、工学諸分野を基礎から応用まで幅広く理解した上で、生活者の視点に立ち、人間生活に関連する諸課題を工学的観点から柔軟に捉える能力を有する人材を養成する。

3 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

(博士後期課程)

第5条 博士後期課程は、高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次条に定める博士後期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 比較社会文化学専攻は、人間・社会・文化のありように対応した人間理解・社会把握・文化構造の再考と、それに伴う領域横断的な視野を備え、多文化の相互理解に立脚した学際的・国際的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。
- (2) 人間発達科学専攻は、教育科学、心理学、発達臨床心理学、社会学、社会政策学、保育学、児童学における高度な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する学問領域について学際的視野に基づき創造的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。
- (3) ジェンダー学際研究専攻は、社会科学・人文科学・自然科学の諸学問領域を土台として、ジェンダーの視点から様々な研究課題群を分析し、問題意識に応じて学問領域を深めるとともに、研究課題に対し学際的な視点からの考察と提言ができる高度な研究者、専門職業人を養成する。
- (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンスの諸領域を土台に、高度な専門知識と研究能力を有する、研究者、専門職業人を養成する。
- (5) 理学専攻は、自然界の複雑な諸現象を現代自然科学の方法論に基づいて学際融合的に教育研究し、高い専門性を基礎として新しい科学の創成を目指しつつ、幅広い知識と視野をもつ、次世代を担う高度な研究者、専門職業人を養成する。
- (6) 生活工学共同専攻は、工学諸分野を基礎から応用まで幅広く理解した上で、生活者の視点に立ち、人間生活に関連する諸課題を工学的手法に基づき解決できる、高度な専門知識と研究能力を有する研究者、専門職業人を養成する。

3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(専攻及び収容定員等)

第6条 本学大学院に置く専攻及び収容定員等は、別表第1のとおりとする。

(専攻長)

第7条 博士前期課程及び博士後期課程の各専攻に、専攻長を置く。

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる博士後期課程の専攻長については、同表に定める博士前期課程の専攻長を兼ねるものとする。

区分	兼務する専攻長名
博士後期課程比較社会文化学専攻長	博士前期課程比較社会文化学専攻長
博士後期課程人間発達科学専攻長	博士前期課程人間発達科学専攻長
博士後期課程ライフサイエンス専攻長	博士前期課程ライフサイエンス専攻長
博士後期課程理学専攻長	博士前期課程理学専攻長
博士後期課程生活工学共同専攻長	博士前期課程生活工学共同専攻長

3 専攻長は、当該専攻の運営に関する事項を処理する。

4 その他専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第8条 本学大学院専攻に、専攻会議を置く。

2 専攻会議の組織及び運営の細目については、別に定める。

(大学院担当教員)

第9条 本学大学院において授業を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。

2 前項に定めるもののほか、授業を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。

第10条 本学大学院において研究指導を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。

2 前項に定めるもののほか、研究指導を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師(常勤の者に限る。)若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。

第11条 生活工学共同専攻における授業及び研究指導は、前2条の規定に定めるもののほか、奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究所生活工学共同専攻の教員がこれを行う。

第3章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第13条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行なうことができる。

(授業科目及び単位数)

第14条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

(履修方法)

第15条 本学大学院における授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。

(他の大学の大学院における授業科目の履修)

第16条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第38条に規定する留学の場合に準用する。

4 前2項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。

5 前各項に定めるもののほか、他の大学の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、前条の規定により他の大学の大学院において修得した単位とは別に、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学院等における研究指導)

第18条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により、他大学院等において研究指導を受ける期間は、博士前期課程の学生にあっては、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 本学大学院に在学する学生から、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し当該課程を修了することを希望する旨申出があったときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の標準修業年限を超える期間については、博士前期課程にあっては2年を超えないものとし、博士後期課程にあっては3年を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第20条 本学大学院において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

第4章 課程の修了及び学位

(博士前期課程の修了要件)

第21条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、本学大学院の行う修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に關しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第22条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、生活工学共同専攻の所要単位は20単位以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該課程において優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に關しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定に該当する者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者の在学期間に關しては、博士後期

課程に2年以上在学しなければならない。

(単位の認定)

第23条 各履修授業科目的単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告によるものとし、学年又は学期末に行うものとする。

(成績の評価)

第24条 成績の評価は、「A」(基本的な目標を十分に達成している。)、「B」(基本的な目標を達成している。)、「C」(基本的な目標を最低限度達成している。)、「D」(基本的な目標を達成していない。再履修が必要である。)の4種類の評語をもって表し、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。

2 前項の成績の評価又は科目の原成績(素点)に基づき、成績の数値平均Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

(最終試験)

第25条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、筆記又は口述により行うものとする。

(課程修了の認定)

第26条 課程修了の認定は、教授会が行う。

(学位の授与)

第27条 課程を修了した者に対しては、別に定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

第5章 入学、進学、留学、休学、退学及び転学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年又は後学期の始めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第29条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(10) 大学に3年以上在学した者又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学大学院において本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(博士後期課程の入学資格)

第30条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 國際連合大学本部に関する國際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の國際連合総会決議に基づき設立された國際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は國際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(進学)

第31条 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

(入学出願手続)

第32条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付し、指定の期日までに提出するものとする。

(進学出願手続)

第33条 進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出するものとする。

(入学者の選考)

第34条 入学志願者について、学力検査と健康診断を行い、合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続)

第35条 前条の合格者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第36条 学長は、前条の入学手続を完了した者(第46条の規定により入学料の免除申請をした者を含む。)に入学を許可する。

(進学許可)

第37条 進学志願者について、選考の上、教授会の議を経て進学を許可する。

(留学)

第38条 学生は、教授会が必要と認めたときは、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第21条及び第22条に規定する在学期間に算入するものとする。

(休学)

第39条 病気その他の事由により修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 健康上修学に不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅した者は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

(休学期間)

第40条 休学期間は、博士前期課程では通算して2年を、博士後期課程では通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第44条の在学期間には算入しない。

(退学)

第41条 病気その他の事由により退学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(再入学)

第42条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

(転学)

第43条 学生が他の大学の大学院に転学しようとするときは、学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することができる。

(在学年限)

第44条 学生は、博士前期課程では4年、博士後期課程では6年を超えて在学することはできない。ただし、第19条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に、博士前期課程においては2年を加えた年数を、博士後期課程においては3年を加えた年数を超えることができないものとする。

2 前項、ただし書きの規定は、生活工学共同専攻には適用しない。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第46条 学費支弁困難な者についての入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除、徴収猶予及び分納については、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聽講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学大学院の学生以外の者で本学大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第48条 学長は、本学大学院において特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聽講学生)

第49条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院(以下「他大学院」という。)の学生があるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別聽講学生として入学を許可することができる。

2 特別聽講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 学長は、本学大学院において研究指導を受けることを希望する他大学院の学生があるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の入学資格)

第51条 科目等履修生、研究生、特別聽講学生及び特別研究学生として本学大学院に入学できる者は、女子に限らないものとする。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第52条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雜則

(学則の準用)

第53条 この学則に定めのない事項については、大学学則を準用する。

附則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際廃止されたお茶の水女子大学院学則の規定により存続するものとされた大学院人間文化研究科人間発達専攻、人間環境学専攻及び比較文化学専攻は、第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第52条第1項に規定する外国人留学生として入学できる者は、当分の間、女子に限るものとする。

附則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 第9条別表第1に掲げる博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

専 攻		平成17年度	平成18年度
		収容定員	収容定員
博士後期課程	比較社会文化学専攻	54人	54人
	国際日本学専攻	33人	33人
	人間発達科学専攻	41人	37人
	ジェンダー学際研究専攻	4人	8人
	人間環境科学専攻	48人	48人
	複合領域科学専攻	39人	39人
	計	219人	219人

附則

この学則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この学則は、平成17年10月12日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附則

この学則は、平成17年12月14日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、平成17年10月1日から適用する。

附則

この学則は、平成18年1月18日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

2 第9条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成19年度までは、次の表のとおりとする。

専 攻		平成18年度	平成19年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	言語文化専攻	64人	
	人文学専攻	56人	
	発達社会科学専攻	68人	
	ジェンダー社会科学専攻	18人	
	ライフサイエンス専攻	90人	
	物質科学専攻	46人	
	数理・情報科学専攻	50人	
博士後期課程	計	392人	
	比較社会文化学専攻	52人	50人
	国際日本学専攻	33人	33人
	人間発達科学専攻	33人	33人
	ジェンダー学際研究専攻	12人	12人
	人間環境科学専攻	48人	48人
	複合領域科学専攻	41人	43人
計		219人	219人

附則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専攻会議規程は、廃止する。

3 大学院人間文化研究科各専攻は、改正後の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、

存続するものとする。

- 4 前項に規定する大学院人間文化研究科各専攻に在学する学生が取得することができる教育職員の免許状については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第3項に規定する大学院人間文化研究科各専攻に在学する学生に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、大学院人間文化創成科学研究所において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は大学院人間文化創成科学研究所において定めるものとする。
- 6 第5条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成20年度までは、次の表のとおりとする。

専 攻		平成19年度	平成20年度
博士前期課程	収容定員	収容定員	
	比較社会文化学専攻	60人	
	人間発達科学専攻	27人	
	ジェンダー社会科学専攻	18人	
	ライフサイエンス専攻	47人	
	理学専攻	51人	
	計	203人	
博士後期課程	比較社会文化学専攻	27人	54人
	人間発達科学専攻	14人	28人
	ジェンダー学際研究専攻	4人	8人
	ライフサイエンス専攻	15人	30人
	理学専攻	13人	26人
	計	73人	146人

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究所に在学する者から適用する。

博士前期課程

専攻	授業科目	単位数
ライフサイエンス	総合トランスレーショナル・リサーチ特論	2
	総合トランスレーショナル・リサーチ演習	1
	総合ライフサイエンス特論	2
	総合ライフサイエンス演習	1
理 学	応用ケミカルバイオロジー特論	2
	応用ケミカルバイオロジー演習	1
	総合バイオインフォマティクス特論	2
	総合バイオインフォマティクス演習	1

附則

この学則は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。

2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2項中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究所に在学する者から適用する。

共通科目

博士前期課程設置科目	授業科目	単位数
	アカデミック女性リーダーへの道(ロールモデル編)	2
	アカデミック女性リーダーへの道(実践編)	2
	エビデンス食教育論	2
	食育研究コロキアム	2
	食のサイエンス	2
	食をめぐる環境論	2
	食文化論	2

博士後期課程

専攻	授業科目	単位数
ライフサイエンス	食育総合研究	3

附則

この学則は、平成23年7月14日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののはか、なお、従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2博士後期課程共通科目備考の改正規定及び別表第2中次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	国際日本文化論	2
	日本文化論	2
	日本研究論	2
	比較日本学特論	2
	比較日本学研究	2
	* Special Lectures in Humanities and Sciences III *「平和と共生」実践演習	2

	授業科目	単位数
博士後期課程設置科目	キャリア開発特論(基礎編)	2
	キャリア開発特論(応用編)	2
	キャリア開発特論(ロールモデル編)	2
	キャリア開発特論(実践編)	2
	グローバル女性リーダー特論(基礎編)	2
	グローバル女性リーダー特論(応用編)	2
	グローバル女性リーダー特論(ロールモデル編)	2
	グローバル女性リーダー特論(実践編)	2

* : 修了に必要な単位に含めることができない

4 第5条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び合計の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度は次の表のとおりとする。

専 攻	平成24年度	
	収容定員	
博士前期課程	比較社会文化学専攻	120人
	人間発達科学専攻	54人
	ジェンダー社会科学専攻	36人
	ライフサイエンス専攻	94人
	理学専攻	121人
計		425人
合 計		644人

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののはか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	国際共生社会論フィールド実習	2
博士後期課程設置科目	グローバル女性リーダー特論(応用編) グローバル女性リーダー特論(ロールモデル編) グローバル女性リーダー特論(実践編)	1 1 1

附則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、平成26年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお、従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	Essential Mathematics for Global Leaders I	2
	Essential Physics for Global Leaders I	2
	Essential Chemistry for Global Leaders I	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders I	2
	Essential Computer Science for Global Leaders I	2
	Essential Engineering for Global Leaders I	2
	Project Based Team Study I	6
	Essential Mathematics for Global Leaders II	2
	Essential Physics for Global Leaders II	2
	Essential Chemistry for Global Leaders II	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders II	2
	Essential Computer Science for Global Leaders II	2
	Essential Engineering for Global Leaders II	2
	Essential Philosophy for Global Leaders	2
	Essential Ethics for Global Leaders	2
	Essential History for Global Leaders	2
	Essential Culture and Arts for Global Leaders	2
	IT活用法I	2
	IT活用法II	2
	グローバル研修I	1
	アウトリーチ実践	2
	プロジェクトマネジメント特論	2
博士後期課程設置科目	Project Based Team Study II	8
	グローバル研修II	2

附則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、平成27年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。
- 3 第6条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定めるライフサイエンス専攻及び生活工学共同専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成28年度から平成29年度までは、次の表のとおりとする。

専 攻	平成28年度 収容定員	平成29年度 収容定員
博士前期課程	ライフサイエンス専攻 87人	41人
	生活工学共同専攻 7人(14人)	
博士後期課程	ライフサイエンス専攻 43人	4人(8人)
	生活工学共同専攻 2人(4人)	

備考 生活工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は奈良女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

附 則

- 1 この学則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるものほか、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、改正後の第44条については、この学則の施行前から引き続き在学する者から適用する。

附 則（令和3年3月27日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。

別表第1（第6条関係）

専 攻		入学定員	収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻 日本語日本文学コース、アジア言語文化学コース、英語圏・仏語圏言語文化学コース、日本語教育コース、思想文化学コース、歴史文化学コース、生活文化学コース、舞踊・表現行動学コース、音楽表現学コース	60人	120人
	人間発達科学専攻 教育科学コース、心理学コース、発達臨床心理学コース、応用社会学コース、保育・児童学コース	27人	54人
	ジェンダー社会科学専攻	18人	36人
	ライフサイエンス専攻 生命科学コース、食品栄養科学コース、遺伝カウンセリングコース	40人	80人
	理学専攻 数学コース、物理科学コース、化学・生物化学コース、情報科学コース	70人	140人
	生活工学共同専攻	7人(14人)	14人(28人)
計		222人	444人
博士後期課程	比較社会文化学専攻 国際日本学領域 言語文化論領域 比較社会論領域 表象芸術論領域	27人	81人
	人間発達科学専攻 教育科学領域 心理学領域 発達臨床心理学領域 社会学・社会政策領域 保育・児童学領域	14人	42人
	ジェンダー学際研究専攻 ジェンダー論領域	4人	12人
	ライフサイエンス専攻 生命科学領域 食品栄養科学領域 遺伝カウンセリング領域	13人	39人
	理学専攻 数学領域 物理科学領域 化学・生物化学領域 情報科学領域	13人	39人
	生活工学共同専攻	2人(4人)	6人(12人)
	計	73人	219人
	合計	295人	663人

備考 生活工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の()内の数字は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表第2（第14条関係）

大学院人間文化創成科学研究科

博士前期課程

比較社会文化学専攻

	授業科目	単位数	授業科目	単位数
日本語・日本文学	日本語史特論	2	英語学特論(意味論)	2
	日本語史演習	2	英語学演習(意味論)	2
	日本語資料論特論	2	英語学特論(第一言語習得)	2
	日本語資料論演習	2	英語学演習(第一言語習得)	2
	現代日本語学特論	2	英語コミュニケーション特論	2
	現代日本語学演習	2	英語コミュニケーション演習	2
	日本言語表現論特論	2	対照言語分析特論	2
	日本言語表現論演習	2	対照言語分析演習	2
	日本古典文学特論	2	英語教育方法論研究	2
	日本上代文学特論	2	英語教育方法論演習	2
	日本上代文学演習	2	第二言語習得論研究	2
	日本上代文学表現史論	2	第二言語習得論演習	2
	日本上代文学表現史論演習	2	近代仏文学研究	2
	日本中古文学特論	2	近代仏文学研究演習	2
	日本中古文学演習	2	近代仏文学特論	2
	日本中古文学表現史論	2	近代仏文学特別演習	2
	日本中古文学表現史論演習	2	現代仏文学研究	2
	日本中世文学特論	2	現代仏文学研究演習	2
	日本中世文学演習	2	仮語言語表現論	2
	日本中世文学表現史論	2	仮語言語表現論演習	2
	日本中世文学表現史論演習	2	仮語言語文化論	2
	日本近世文学特論	2	仮語言語文化論演習	2
	日本近世文学演習	2	仮語言圈比較文化論	2
	日本近世出版文化特論	2	仮語言圈比較文化論演習	2
	日本近世出版文化演習	2	仮語言圈比較社會論	2
	日本近代文学特論	2	仮語言圈比較社會論演習	2
	日本近代文学演習	2	西歐言語芸術論	2
	日本近現代言語表象分析論特論	2	西歐言語芸術論演習	2
	日本近代メディア研究特論	2	西歐比較文化論	2
	日本近代メディア研究演習	2	西歐比較文化論演習	2
	日本現代文学特論	2	独語圏文学特論	2
	日本現代文学演習	2	独語圏文学演習	2
	日本近現代詩歌論特論	2	近代独文学論	2
	日本近現代文学構造分析論演習	2	近代独文学演習	2
	○日本言語文化特論	2	○英語圏・仮語圏言語文化特論	2
アジア言語文化学	東アジア比較言語文化論(古典)	2	○応用日本言語学研究法実習	2
	東アジア比較言語文化論演習(古典)	2	日本語教育学研究特論	2
	中国古典文学思想論	2	日本語教育学研究演習	2
	現代中国語圏文学特論	2	日本語教育学特論	2
	近代中国語圏文学特論	2	日本語教育学演習	2
	現代中国語圏文学演習	2	言語教育方法論特論	2
	近代中国語圏文学演習	2	言語教育方法論演習	2
	中国古典語学特論	2	日本語教育方法論演習	2
	中国古典語学演習	2	言語分析学特論	2
	中国古典文献学	2	言語分析学演習	2
	東アジア比較言語文化論(近現代)	2	日本語コミュニケーション特論	2
	東アジア比較言語文化論演習(近現代)	2	日本語コミュニケーション演習	2
	中国言語表現論演習	2	言語コミュニケーション論特論	2
	現代中国語学演習	2	言語コミュニケーション論演習	2
	中国語教育実践方法論(基礎)	2	日本語教育実習	2
	中国語教育実践方法論(応用)	2	対照言語学特論	2
	アジア民俗文化論	2	対照言語学演習	2
	アジア言語芸術論	2	第二言語習得特論	2
	○中国言語文化特論	2	第二言語習得演習	2
英語圏・仮語圏言語文化学	英文学特論(批評研究)	2	言語学習論特論	2
	英文学演習(作家研究)	2	言語学習論演習	2
	英語圏言語文化特論	2	日本語習得論特論	2
	英語圏言語文化演習	2	日本語習得論演習	2
	英文学特論(表象研究)	2	日本語習得論特論	2
	英文学演習(作品研究)	2	日本語習得論演習	2
	英語圏文学表象論	2	日本語習得論特論	2
	英語圏文学表象論演習	2	日本語習得論演習	2
	英文学特論(ジャンル研究)	2	○応用日本言語学特論(1)	1
	英文学演習(歴史表象研究)	2	○応用日本言語学特論(2)	1
	英語圏テクスト文化論	2	○応用日本言語学演習(1)	1
	英語圏テクスト文化論演習	2	○応用日本言語学演習(2)	1
	米文学特論(批評研究)	2	言語習得・教育特論(1)	1
	米文学演習(作家研究)	2	言語習得・教育特論(2)	1
	英語圏批評理論研究	2	言語習得・教育演習(1)	1
	英語圏批評理論演習	2	言語習得・教育演習(2)	1
	米文学特論(表象研究)	2	多文化間心理教育学特論	2
	米文学演習(作品研究)	2	多文化間心理教育学演習	2
	英語圏文学・文化特論	2	異文化間コミュニケーション特論	2
	英語圏文学・文化演習	2	異文化間コミュニケーション演習	2
	英語学特論(文法論)	2	多文化間カウンセリング特論	2
	英語学演習(形態論)	2	多文化間カウンセリング演習	2
	英語学特論(統語論)	2	言語教育リタラシー特論	2
	英語学演習(統語論)	2	言語教育リタラシー演習	2
	英語学特論(語用論)	2	異文化間教育特論	2
	英語学演習(語用論)	2	異文化間教育演習	2

	授業科目	単位数		授業科目	単位数
思想文化学	哲学特論(基礎)	2	歴史文化学	日本美術史演習(基礎)	2
	哲学特論(応用)	2		日本美術史演習(応用)	2
	哲学原論(基礎)	2		○歴史文化学基礎論	2
	哲学原論(応用)	2		歴史・地理特別演習(基礎)	2
	哲学演習(基礎)	2		歴史・地理特別演習(応用)	2
	哲学演習(応用)	2		博物館学習論	2
	人文学基礎論	2		博物館活動論	2
	人文学基礎論演習	2		文化財政策論	2
	形而上学特論	2		文化マネージメント論演習	2
	形而上学演習(基礎)	2			
	形而上学演習(応用)	2	生活文化学	日本服飾文化論	2
	科学哲学特論	2		日本服飾文化論特論	2
	科学哲学演習(基礎)	2		日本服飾文化論演習	2
	科学哲学演習(応用)	2		西洋服飾文化論	2
	倫理思想史特論(理論)	2		西洋服飾文化論特論	2
	倫理思想史特論(応用)	2		西洋服飾文化論演習	2
	倫理思想史資料演習(理論)	2		民俗文化論特論	2
	倫理思想史資料演習(応用)	2		民俗文化論研究	2
	倫理学特論(理論)	2		民俗文化論演習	2
	倫理学特論(応用)	2		○比較文化特論	2
歴史文化学	倫理学原論(理論)	2		生活造形特論	2
	倫理学原論(応用)	2		芸術文化特論	2
	倫理学資料演習(理論)	2		芸術文化特論演習	2
	倫理学資料演習(応用)	2		生活文化特論演習	2
	○思想文化学研究法	2		生活芸術論演習	2
	比較日本文化論(理論)	2	舞蹈・表現行動学	舞蹈表現学特論	2
	比較日本文化論(応用)	2		舞蹈表現学演習	2
	比較日本文化論演習(理論)	2		○舞蹈芸術学特論	2
	比較日本文化論演習(応用)	2		舞蹈方法論演習	2
	アジア政治文化特論	2		民族舞踊学特論	2
	アジア政治文化演習	2		民族舞踊方法論演習	2
	アジア社会文化特論	2		舞蹈文化特論	2
	アジア社会文化演習	2		現代スポーツ論特論	2
	比較アジア社会文化特論	2		スポーツマネージメント特論	2
	比較アジア社会文化演習	2		スポーツマネージメント演習	2
	比較アジア政治文化論	2	音楽表現学	表現行動論特論	2
	比較アジア政治文化演習	2		表現行動科学特論	2
	日本社会史特論	2		表現行動科学実験演習	2
	日本社会史料特論	2			
	日本社会史演習	2		演奏学特論	2
	日本社会史料演習	2		演奏学演習	2
	歴史資料論特論	2		演奏学表現方法論	2
	歴史資料論演習	2		演奏学表現方法論演習	2
	史料管理論特論	2		演奏学表現演習	2
	史料管理論演習	2		演奏学舞台上演演習	2
	歴史史料論	2		ピアノ演奏学特論(近代)	2
	比較歴史史料学	2		ピアノ演奏学特論(現代)	2
	歴史史料論演習	2		ピアノ演奏学演習	2
	比較歴史史料学演習	2		ピアノ表現方法論	2
	伝統芸能文化特論	2		ピアノ表現方法論演習	2
	伝統芸能文化演習	2		声楽演奏学特論	2
	伝統芸能文化研究	2		声楽演奏学演習	2
	日本政治経済史特論	2		声楽表現方法論	2
	日本政治経済史料特論	2		声楽表現方法論演習	2
	日本政治経済史演習	2		声楽表現演習	2
	日本政治経済史料演習	2		上演声楽表現演習	2
	日本文化史特論	2		器楽演奏法研究	2
	日本文化史料特論	2		音楽表象文化特論	2
	日本文化史演習	2		音楽表象文化演習	2
	日本文化史料演習	2		音楽学特論	2
	西洋中世史特論	2		音楽学演習	2
	西洋中世史料特論	2		○音楽研究方法論	2
	西洋中世史料演習	2		○音楽文献資料論	2
	西洋中世史料演習	2		音楽研究方法論演習	2
	西洋近世史特論	2		音楽文献資料論演習	2
	西洋近世史料特論	2		音楽学特別演習(基礎)	2
	西洋近世史料演習	2		音楽学特別演習(応用)	2
	西洋近世史料演習	2		音楽文化学特別演習(基礎)	2
	歴史文化学特論	2		音楽文化学特別演習(応用)	2
	歴史文化学演習	2		音楽史研究	2
	西洋美術史理論特論(近代)	2		音楽史研究演習	2
	西洋美術史理論特論(現代)	2		音楽文化史研究	2
	西洋美術史特論(近代)	2		音楽文化史研究演習	2
	西洋美術史特論(現代)	2		音楽文化演習	2
	西洋美術史理論演習(近代)	2		○比較社会文化論	2
	西洋美術史理論演習(現代)	2		○特別研究	8
	西洋美術史演習(近代)	2		特別講義(博士前期課程)	2
	西洋美術史演習(現代)	2			
	東洋美術史特論(基礎)	2			
	東洋美術史特論(応用)	2			
	日本美術史特論(基礎)	2			
	日本美術史特論(応用)	2			
	東洋美術史演習(基礎)	2			
	東洋美術史演習(応用)	2			

○:履修コースの必修科目

◎:専攻の必修科目

人間発達科学専攻

	授業科目	単位数
教育科学	教育思想特論	2
	公教育研究特論	2
	教育思想演習	2
	公教育研究演習	2
	近代教育史	2
	現代教育史	2
	教育史演習(近代)	2
	教育史演習(現代)	2
	教育社会学	2
	学校社会学	2
	教育社会学演習	2
	学校社会学演習	2
	教育方法学(理論)	2
	教育方法学(応用)	2
	カリキュラム研究論	2
	カリキュラム研究論演習	2
	教育開発論特論(理論)	2
	教育開発論特論(実践論)	2
	教育開発論演習(理論)	2
	教育開発論演習(実践論)	2
	教育心理学(理論)	2
	教育心理学(実践論)	2
	発達心理学(理論)	2
	発達心理学(実践論)	2
	特別支援教育特論	2
	特別支援教育演習	2
	障害児教育特論	2
	障害児教育演習	2
	○教育科学研究方法論	2

	授業科目	単位数
応用社会学	社会意識論応用演習	2
	社会福祉論	2
	社会福祉論演習	2
	○社会学基礎論	2
	現代社会論	2
	現代社会論演習	2
	多変量解析演習	2
	家族社会学	2
保育・児童学	比較教育文化特論	2
	比較教育文化演習	2
	比較子ども社会学特論	2
	比較子ども社会学演習	2
	保育臨床学特論	2
	保育臨床学演習	2
	保育実践論特論	2
	保育実践論演習	2
	保育学特論	2
	保育学演習	2
	保育人間学特論	2
	保育人間学演習	2
	応用発達科学論特論	2
	応用発達科学論演習	2
	保育制度論特論	2
	保育制度論演習	2
	子ども環境論特論	2
	子ども環境論演習	2
	子ども発達論特論	2
	子ども発達論演習	2
専攻共通	子ども学研究調査方法論特論	2
	子ども学研究調査方法論演習	2
	保育マネジメント論特論	2
	保育マネジメント論演習	2
	保育実践リーダーシップ論特論	2
	保育実践リーダーシップ論演習	2
	○保育・児童学研究方法論	2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目

*：修了に必要な単位に含めることができない。

ジェンダー社会科学専攻

	授業科目	単位数
専攻共通	家族関係論	2
	家庭科教育学特論	2
	家族関係学演習	2
	消費者問題論	2
	消費者問題演習	2
	生活福祉論	2
	生活福祉論演習	2
	生活法社会論	2
	生活法社会論演習	2
	生活政治論	2
	生活政治論演習	2
	生活経済論	2
	生活経済論演習	2
	労働と社会政策	2
	労働と社会政策演習	2
	法女性論	2
	法女性論演習	2
	生活政策学特論	2
	生活政策学演習(応用分析)	2
	生活政策学演習(方法論基礎)	2
	生活情報論	2
	自然環境論	2
	自然環境論演習	2
	地域経済論	2
	地域経済論演習	2
	国際政治経済論	2
	国際政治経済論演習	2
	社会開発論	2
	社会開発論演習	2
	地理情報論	2
	地理情報論演習	2
	社会環境学	2
	社会環境学演習	2
	地域社会文化論	2
	地域社会文化論演習	2

諸規程等(規則集)

IV

授業科目		単位数
ジェンダー関係論		2
ジェンダー関係論演習		2
ジェンダー基礎論演習		2
ジェンダー文化論		2
ジェンダー文化論演習		2
開発人類学		2
開発人類学演習		2
開発地域文化論		2
開発地域文化論演習		2
労働経済論演習		2
開発経済学		2
ジェンダー社会経済学		2
ジェンダー社会経済学演習		2
グローバル政治経済論		2
グローバル政治経済論演習		2
比較政治経済論		2
比較政治経済論演習		2
現代政治経済論		2
現代政治経済論演習		2
開発研究実践論		2
開発研究実践論演習		2
フェミニズム理論の争点		2
フェミニズム理論の争点・演習		2
国際移動ジェンダー論		2
国際社会ジェンダー論		2
国際社会ジェンダー論演習		2
ジェンダー論特別講義		2
○ジェンダー基礎論		2
男女共同参画社会論研究		2
(#1) ジェンダー立法過程論		2
(#1) ガバナンスとジェンダー		2
セクシュアリティ論		2
社会保障とジェンダー		2
ジェンダー統計論演習		2
ジェンダー学際共同演習Ⅰ		2
ジェンダー学際共同演習Ⅱ		2
ジェンダー学際共同演習Ⅲ		2
ジェンダー学際共同演習Ⅳ		2
(#2) 研究方法論コースワーク(量的調査法)		2
(#2) 研究方法論コースワーク(質的調査法)		2
(#2) 研究方法論コースワーク(フィールドワーク)		2
○ジェンダー社会科学論		2
○特別研究		8
特別講義(博士前期課程)		2

◎: 専攻の必修科目

(#1): 専攻の選択必修科目(2つのうち1つを必修とする)

(#2): 専攻の選択必修科目(3つのうち1つを必修とする)

ライフサイエンス専攻

授業科目		単位数
分子細胞生物学(植物)		2
分子細胞生物学(植物)演習		2
分子細胞生物学(動物)		2
分子細胞生物学(動物)演習		2
分子進化学		2
集団遺伝学		2
集団遺伝学演習		2
環境発生進化学		2
環境発生進化学演習		2
動物生理学特論		2
植物系統進化学		2
植物系統進化学演習		2
生命情報学特論		2
生命情報学演習		2
分子発生学		2
分子発生学演習		2
発生生物学特論		2
発生生物学演習		2
進化発生学特論		2
進化発生学演習		2
ハイオメカニクス特論		2
神経生物学		2
神経生物学演習		2
細胞生理学		2
細胞生理学演習		2
植物相関生理学		2
植物相関生理学演習		2
植物代謝生理学		2
植物細胞生物学		2
植物細胞生物学演習		2
海洋生物学特論		2
公開臨海実習		2
形態発現特論		2
形態発現演習		2
顕微計測学特論		2

授業科目		単位数
生命科学特論(生化学)		2
生命科学特論(分子遺伝学)		2
生命科学特論(細胞生物学)		2
生命科学特論(分子細胞生理学)		2
生命科学特論(発生生物学)		2
生命科学特論(代謝生物学)		2
生命科学特論(植物生理学)		2
生命科学特論(分子進化生物学)		2
分子生物化学特論		2
糖質科学		2
糖質科学演習		2
機能生化学特論		2
機能生化学演習		2
○生命科学演習		4
現代生命科学(生物機能)		1
生命科学特殊講義 I		1
生命科学特殊講義 II		1
生命科学特殊講義 III		1
生命科学特殊講義 IV		1
生命科学特殊講義 V		1
生命科学特殊講義 VI		1
生物科学教材開発法研究(基礎)		1
食品加工貯蔵学特論		2
食品加工貯蔵学演習		2
調理科学特論		2
調理科学演習		2
食品機能学特論		2
食品機能・分析化学演習		2
栄養化学特論		2
栄養化学演習		2
臨床栄養学特論		2
臨床栄養学演習		2
公衆栄養学特論		2
公衆栄養学演習		2
生体制御学特論		2
生体制御学演習		2
栄養教育学特論		2
栄養教育学演習		2
生活習慣病医学・疫学		2
生活習慣病医学・疫学演習		2
フードサービスマネジメント特論		2
フードサービスマネジメント演習		2
健康医学特論		2
食品科学技術特論		2
食品衛生管理学特論		2
食健康科学特論		2
○食品栄養科学研究法		2
カウンセリング概論		2
発達臨床心理学		2
発達心理学特論		2
臨床心理学論		2
臨床心理学		2
発達精神病理学特論		2
心理臨床基礎論		2
臨床遺伝学 I		2
臨床遺伝学 II		2
遺伝統計学		2
医療概論		2
臨床医学特論		2
オルガネラ遺伝学特論		2
細胞遺伝学特論		2
生殖発生遺伝学特論		2
人類遺伝学特論		2
基礎人類遺伝学特論		8
遺伝学実習		2
遺伝学実習(応用)		2
遺伝医学		2
集団遺伝学特論		2
臨床遺伝学特論		2
医療倫理学		2
○遺伝カウンセリング学		2
遺伝カウンセリング学演習(基礎)		2
遺伝カウンセリング学演習(応用)		2
遺伝カウンセリング準備演習		2
グリーフ・カウンセリング		1
障害論		2
遺伝カウンセリング心理社会論		2
遺伝カウンセリング研究方法論(基礎)		2
遺伝カウンセリング研究方法論(応用)		2
カウンセリング実習		2
臨床遺伝学各論		2
臨床遺伝学演習		2
医療倫理学演習		1
遺伝医学情報論		2

授業科目			単位数
専攻共通	◎ライフサイエンス論	2	
	◎特別研究	10	
	△グローバル理工学研究	6	
	特別講義(博士前期課程)	2	

○:履修コースの必修科目

◎:専攻の必修科目(但し、グローバル理工学副専攻を履修する学生については、特別研究を除く。)

△:グローバル理工学副専攻を履修する学生のみ履修できる。

理学専攻

授業科目			単位数
	確率解析特論	2	
	確率解析演習	2	
	確率過程特論	2	
	幾何構造特論	2	
	微分幾何学特論	2	
	微分幾何学演習	2	
	解析的整数論特論	2	
	整数論特論	2	
	整数論演習	2	
	関数方程式特論	2	
	関数方程式演習	2	
	多様体構造特論	2	
	多様体構造演習	2	
	実解析特論	2	
	応用代数学特論	2	
	代数構造特論	2	
	代数構造演習	2	
	位相構造特論	2	
	位相構造演習	2	
	大域幾何学特論	2	
	複素力学系特論	2	
	複素解析学特論	2	
	複素解析学演習	2	
	複素多様体特論	2	
	代数幾何学特論 I	1	
	代数幾何学特論 II	1	
	代数幾何学演習	2	
	関数解析特論	2	
	関数解析演習	2	
	代数学特別講義(基礎)	1	
	幾何学特別講義(基礎)	1	
	解析学特別講義(基礎)	1	
	応用数学特別講義(基礎)	1	
	代数学特別講義(発展)	1	
	幾何学特別講義(発展)	1	
	解析学特別講義(発展)	1	
	応用数学特別講義(発展)	1	
	現代数学(幾何)	1	
	数学教材開発法研究(基礎)	1	
	○数学基礎演習	2	
	数理基礎演習	2	
物理科学	○統計力学特論	2	
	量子物理学特論	2	
	量子物理学演習	2	
	化学物理特論	2	
	固体物理学特論	2	
	固体物理学演習	2	
	素粒子特論	2	
	素粒子演習	2	
	場の理論特論	2	
	場の理論演習	2	
	極限物理学特論	2	
	放射光科学特論	2	
	放射光科学演習	2	
	宇宙物理学特論	2	
	天体物理学特論	2	
	天体物理学演習	2	
	ソフトマター物理学(高分子・液晶)	2	
	相転移特論	2	
	相転移演習	2	
	複雑系物理学特論	2	
	応用磁性物理学特論	2	
	応用磁性物理学演習	2	
	表面物理学特論	2	
	物性物理学特論	2	
	物性物理学演習	2	
	数理物理学特論	2	
	非線形物理学特論	2	
	非線形物理学演習	2	
	凝縮系物理学特論	2	
	ソフトマター物理学特論	2	
	ソフトマター物理学演習	2	
	強相関電子特論	2	
	強相関電子演習	2	

授業科目			単位数
物理科学	磁性体特論	2	
	磁性体演習	2	
	現象論の素粒子論	2	
	高エネルギー物理学特論	2	
	高エネルギー物理学演習	2	
	放射線物理学特論	2	
	放射線物理学演習	2	
	スピノ物性特論	2	
	スピノ物性演習	2	
	物理学特別講義(素粒子・宇宙)	1	
	物理学特別講義(物性)	1	
	物理学特論(素粒子・宇宙)	1	
	物理学特論(物性)	1	
	現代物理学(ミクロとマクロ)	1	
	物理教材開発法研究(基礎)	1	

化学・生物化学	非線形化学	2	
	非平衡系化学	2	
	非平衡系化学演習	2	
	無機物理化学	2	
	溶液化学	2	
	溶液化学演習	2	
	有機材料化学	2	
	有機反応化学	2	
	有機反応化学演習	2	
	糖鎖分子機能認識学	2	
	生物超分子化学	2	
	生物超分子化学演習	2	
	生体分子間相互作用特論	2	
	生体機能分子化学	2	
	生体機能分子化学演習	2	
	分子量子化学特論	2	
	分子分光化学特論	2	
	分子分光化学演習	2	
	反応物理化学特論	2	
	物性物理化学特論	2	
	反応物理化学演習	2	
	有機立体化学	2	
	物理有機化学	2	
	物理有機化学演習	2	
	界面化学特論	2	
	界面化学演習	2	
	機能性分子化学	2	
	超分子化学特論	2	
	超分子化学演習	2	
	反応化学特論	2	
	錯体化学特論	2	
	ホスト・ゲスト化学特論	2	
	錯体化学演習	2	
	ナノ材料化学特論	2	
	電気化学特論	2	
	電気化学演習	2	
	分子科学特論	2	
	物質合成化学特論	1	
	機能物質化学特論	1	
	生物・生命化学特論	1	
	構造物質化学特論	1	
	物理化学特論	1	
	無機化学特論	1	
	有機化学特論	1	
	分析化学特論	1	
	生物化学特論	1	
	化学・生物化学特論 I	1	
	化学・生物化学特論 II	1	
	化学・生物化学特論 III	1	
	化学・生物化学特論 IV	1	
	化学・生物化学特論 V	1	
	化学・生物化学特論 VI	1	
	化学・生物化学特論 VII	1	
	化学・生物化学特論 VIII	1	
	化学・生物化学特論 IX	1	
	化学・生物化学特論 X	1	
	○化学・生物化学演習	2	
	現代化学(現代生化学)	1	
	化学教材開発法研究(基礎)	1	

情報科学	計算機言語特論	2	
	計算機言語演習	2	
	言語意味論	2	
	言語意味論演習	2	
	言語情報処理特論	2	
	言語情報処理演習	2	
	言語メディア特論	2	
	言語メディア演習	2	
	コンピュータネットワーク特論	2	
	コンピュータネットワーク演習	2	

授業科目		単位数
分散処理特論		2
分散処理演習		2
コンピューターアーキテクチャ特論		2
コンピューターアーキテクチャ演習		2
科学情報システム特論		2
科学情報システム演習		2
ビジュアルコンピューティング特論		2
ビジュアルコンピューティング演習		2
メディアコンピューティング特論		2
メディアコンピューティング演習		2
ヒューマンインターフェース特論		2
ヒューマンインターフェース演習		2
人間機械系特論		2
人間機械系演習		2
数理科学特論		2
数理科学演習		2
非線形数理特論		2
非線形数理演習		2
離散数学特論		2
離散数学演習		2
数値解析特論		2
数値解析演習		2
情報構造特論		2
情報構造演習		2
応用数学特論		2
応用数学演習		2
数理情報学特論		2
数理情報学演習		2
数式処理特論		2
数式処理演習		2
バイオインフォマティクス特論		2
バイオインフォマティクス演習		2
非従来型計算特論		2
非従来型計算演習		2
アルゴリズム論特論		2
アルゴリズム論演習		2
計算量理論特論		2
計算量理論演習		2
数理気象学理論		2
数理気象学演習		2
気象情報解析特論		2
気象情報解析演習		2
現代情報科学(インターネット)		1
情報科学教材開発法(基礎)		1
○情報科学基礎演習		2
応用数理基礎演習		2
○理学総論		2
○特別研究		12
△グローバル理工学研究		6
特別講義(博士前期課程)		2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目(但し、グローバル理工学副専攻を履修する学生については、特別研究を除く。)

△：グローバル理工学副専攻を履修する学生のみ履修できる。

生活工学共同専攻

授業科目		単位数
○生活工学概論 A	※	1
○生活工学概論 B		1
生活工学物理化学		1
生活工学計測論(センサ工学)※		1
生活工学計測論(電子・制御工学)		1
生活工学計測論(生活空間)※		1
生活工学材料解析論※		1
生活工学特別講義 A	※	1
生活工学特別講義 B		1
○研究者倫理		1
○技術者倫理※		1
知的財産論		1
繊維構造論※		2
繊維構造論演習※		2
繊維構造解析論※		2
繊維構造解析論演習※		2
衣環境材料科学※		2
衣環境材料学演習※		2
衣住機能材料特論		2
衣住機能材料演習		2
衣環境学特論		2
衣環境学演習		2
生活メディア情報論※		2
生活メディア情報論演習※		2
データ解析論※		2
データ解析論演習※		2
衣環境情報処理論※		2

授業科目		単位数
衣環境情報処理論演習※		2
生活医用福祉工学		2
生活生体工学		2
ヒューマン・コンピュータ・インターフェース(HCI)		2
ヒューマン・コンピュータ・インターフェース(HCI) 演習		2
環境人間工学特論※		2
環境人間工学演習※		2
住環境管理論※		2
住環境管理論演習※		2
居住空間再生論※		2
居住空間再生論演習※		2
建築意匠特論		2
空間デザイン演習		2
建築環境計画特論		2
施設デザイン演習		2
居住空間環境学特論		2
環境デザイン演習		2
環境工学特論		2
環境工学演習		2
環境評価学特論		2
環境評価学演習		2
人体計測学特論		2
人体計測学演習		2
第四紀学特論		2
生活工学デザインワークショップ(LIDEE)		2
Project Based Learning A	※	2
Project Based Learning B		2
生活工学創発演習(基礎) A I	※	1
生活工学創発演習(基礎) A II	※	1
生活工学創発演習(発展) A I	※	1
生活工学創発演習(発展) A II	※	1
生活工学創発演習(基礎) B I		1
生活工学創発演習(基礎) B II		1
生活工学創発演習(発展) B I		1
生活工学創発演習(発展) B II		1
生活空間特別演習※		1
生活メディア情報処理演習※		1
生活工学モデリング演習		1
研究計画演習		1
生活工学インターンシップ		2
住環境学インターンシップ I		2
住環境学インターンシップ II		2
○生活工学特別研究(修士)		10

○：専攻の必修科目

※：奈良女子大学開講科目

共通科目

授業科目		単位数
生命倫理学特論		2
ゲノム医科学特論		2
英語アカデミック・プレゼンテーション		2
予測生物学		2
データサイエンス特論		2
データサイエンス実践		2
プレゼンテーション論演習		2
プレゼンテーション法研究		1
サイエンス・リーディング		1
サイエンス・コミュニケーション論		2
サイエンス・ライティング(基礎)		1
科学教育企画特論(基礎)		1
科学教育に生かす倫理思想とカウンセリング技術		1
英語アカデミック・ライティング		2
アカデミック女性リーダーへの道(基礎編)		2
アカデミック女性リーダーへの道(応用編)		2
アカデミック女性リーダーへの道(ロールモデル編)		2
アカデミック女性リーダーへの道(実践編)		2
男女共同参画国際演習 I		2
男女共同参画国際演習 II		2
男女共同参画国際演習 III		2
男女共同参画国際演習 IV		2
リーダーシップ国際演習 I		2
リーダーシップ国際演習 II		2
リーダーシップ国際演習 III		2
リーダーシップ国際演習 IV		2
エビデンス食育論		2
食育研究コロキアム		2
食のサイエンス		2
食をめぐる環境論		2
食文化論		2
国際日本文化論		2
トランス・サイエンス論		2
科学史・科学社会学特論		2
行政特論		2
経済政策特論		2

	授業科目	単位数		授業科目	単位数
博士前期課程設置科目	消費社会とジェンダー論	2		* 未来起点研究 I	2
	消費者市民社会と消費者政策	2		* 未来起点研究 II	2
	金融教育論	2		* 未来起点研究 III	2
	産学連携（実践編）	2		* 未来起点研究 IV	2
	Essential Mathematics for Global Leaders I	2		* 女性活躍推進講座	2
	Essential Physics for Global Leaders I	2			
	Essential Chemistry for Global Leaders I	2		キヤリア開発特論（基礎編）	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders I	2		キヤリア開発特論（応用編）	2
	Essential Computer Science for Global Leaders I	2		キヤリア開発特論（ロールモデル編）	2
	Essential Engineering and Technology for Global Leaders I	2		キヤリア開発特論（実践編）	2
	Project Based Team Study I	6		グローバル女性リーダー特論（基礎編）	2
	Essential Mathematics for Global Leaders II	2		グローバル女性リーダー特論（応用編）	1
	Essential Physics for Global Leaders II	2		グローバル女性リーダー特論（ロールモデル編）	1
	Essential Chemistry for Global Leaders II	2		グローバル女性リーダー特論（実践編）	1
	Essential Bioinformatics for Global Leaders II	2		Project Based Team Study II	8
	Essential Computer Science for Global Leaders II	2		グローバル研修 II	2
	Essential Engineering and Technology for Global Leaders II	2		* プロフェッショナルインターンシップ	1
	Essential Philosophy for Global Leaders	2			
	Essential Ethics for Global Leaders	2			
	Essential History for Global Leaders	2			
	Essential Culture and Arts for Global Leaders	2			
	IT 活用法 I	2			
	IT 活用法 II	2			
	グローバル研修 I	1			
	アウトリーチ実践	2			
	プロジェクトマネジメント特論	2			
	グローバル理工学特別講義 I	1			
	グローバル理工学特別講義 II	1			
	グローバル理工学特別講義 III	1			
	グローバル理工学特別講義 IV	1			
	グローバル理工学特別講義 V	1			
	グローバル理工学特別講義 VI	1			
	グローバル理工学特別講義 VII	1			
	グローバル理工学特別実習 I	1			
	グローバル理工学特別実習 II	1			
	グローバル理工学特別実習 III	1			
	グローバル理工学特別実習 IV	1			
	グローバル理工学特別実習 V	1			
	グローバル理工学特別実習 VI	1			
	グローバル理工学特別実習 VII	1			
	* Special Lectures in Humanities and Sciences I	2			
	* Special Lectures in Humanities and Sciences II	2			
	* Special Lectures in Humanities and Sciences III	2			
	* 日本語夏季演習 I	2			
	* 日本語夏季演習 II	2			
	* 日本語夏季演習 III	2			
	* 日本語夏季演習 IV	2			
	* 國際協働研究実習 I	2			
	* 國際協働研究実習 II	2			
	* Global Research Projects in Humanities and Sciences I	2			
	* Global Research Projects in Humanities and Sciences II	2			
	* Global Research Projects in Humanities and Sciences III	2			
	* インターンシップ（大学院）	2			
	* Ocha-Solution Program（応用）	2			
	* 科学教育特別研究	4			
	* 科学教育基礎	2			
	* 科学教育 I	2			
	* 科学教育 II	2			
	* 科学教育教材研究	2			
	* 上級英語コミュニケーション演習（E S A）I	2			
	* 上級英語コミュニケーション演習（E S A）II	2			
	* 上級英語コミュニケーション演習 III	2			
	* 上級英語コミュニケーション演習 IV	2			
	* 上級英語コミュニケーション演習 V	2			
	* 上級英語コミュニケーション演習 VI	2			
	* 上級英語演習 I（R／W）	2			
	* 上級英語演習 II（R／W）	2			
	* 上級英語演習 III（L／S）	2			
	* 上級英語演習 IV（L／S）	2			
	* TOEFL 対策演習 R／L	2			
	* TOEFL 対策演習 S／W	2			
	* IELTS 対策演習 R／L	2			
	* IELTS 対策演習 S／W	2			
	* 時事英語演習 I	2			
	* 時事英語演習 II	2			
	* ビジネス英語演習 I	2			
	* ビジネス英語演習 II	2			
	* 英語プレゼンテーション演習 I	2			
	* 英語プレゼンテーション演習 II	2			
	* 「平和と共生」実践演習	2			
	* 國際共生社会論フィールド実習	2			
	* アートマネジメント特別講義 I	2			
	* アートマネジメント特別講義 II	2			
	* アートマネジメント特別演習 I	2			
	* アートマネジメント特別演習 II	2			
博士後期課程設置科目					
比較社会文化学専攻					
国際日本学					
言語文化論					

博士後期課程

比較社会文化学専攻

	授業科目	単位数
国際日本学	日本言語分析論	2
	日本言語分析論演習	2
	日本語情報論	2
	日本語情報論演習	2
	日本上代言語文化論	2
	日本上代言語文化論演習	2
	日本中古言語文化論	2
	日本中古言語文化論演習	2
	日本中世言語文化論	2
	日本中世言語文化論演習	2
言語文化論	日本近世言語文化論	2
	日本近世言語文化論演習	2
	日本近代言語文化論	2
	日本近代言語文化論演習	2
	日本現代言語文化論	2
	日本現代言語文化論演習	2
	日本伝統芸能論	2
	日本伝統芸能論演習	2
	応用言語学研究	2
	応用言語学演習	2
	言語コミュニケーション論	2
	言語コミュニケーション論演習	2
	倫理思想研究論	2
	倫理思想研究論演習	2
	文化思想分析論	2
	文化思想分析論演習	2
	日本文化基層論	2
	日本古代史研究	2
	日本宗教社会史論	2
	日本中世史研究	2
	日本社会分析論	2
	日本近世史研究	2
	日本外交分析論	2
	日本近現代史研究	2
	日本民俗文化論	2
	日本民俗文化論演習	2
	国際日本学研究論	2
	国際日本学研究論演習	2
	国際日本分析論	2
	比較日本文学演習	2
	国際日本分析論演習	2
	文化情報伝達論	2
	文化情報伝達論演習	2
	多文化間心理学研究	2
	多文化間心理学演習	2
	日本考古学特論	2
	日本考古学特論演習	2
	舞蹈文化分析論	2
	舞蹈文化分析論演習	2
	日本語教育論	2
	日本語教育論演習	2
	第二言語習得論	2
	第二言語習得論演習	2
	中国語圏言語文化論	2
	中国語圏言語文化論演習	2
	中国近代文学論	2
	中国近代文学論演習	2
	中国言語芸術・批評論	2
	中国言語芸術・批評論演習	2
	中国民間文化論	2
	中国民間文化論演習	2

	授業科目	単位数		授業科目	単位数
<p>博士前期課程設置科目</p> <p>Essential Computer Science for Global Leaders I Essential Engineering and Technology for Global Leaders I Project Based Team Study I Essential Mathematics for Global Leaders II Essential Physics for Global Leaders II Essential Chemistry for Global Leaders II Essential Bioinformatics for Global Leaders II Essential Computer Science for Global Leaders II Essential Engineering and Technology for Global Leaders II Essential Philosophy for Global Leaders Essential Ethics for Global Leaders Essential History for Global Leaders Essential Culture and Arts for Global Leaders IT 活用法 I IT 活用法 II グローバル研修 I アウトリーチ実践 プロジェクトマネジメント特論 グローバル理工学特別講義 I グローバル理工学特別講義 II グローバル理工学特別講義 III グローバル理工学特別講義 IV グローバル理工学特別講義 V グローバル理工学特別講義 VI グローバル理工学特別講義 VII グローバル理工学特別実習 I グローバル理工学特別実習 II グローバル理工学特別実習 III グローバル理工学特別実習 IV グローバル理工学特別実習 V グローバル理工学特別実習 VI グローバル理工学特別実習 VII * Special Lectures in Humanities and Sciences I * Special Lectures in Humanities and Sciences II * Special Lectures in Humanities and Sciences III * 日本語夏季演習 I * 日本語夏季演習 II * 日本語夏季演習 III * 日本語夏季演習 IV * 国際協働研究実習 I * 国際協働研究実習 II * Global Research Projects in Humanities and Sciences I * Global Research Projects in Humanities and Sciences II * Global Research Projects in Humanities and Sciences III * インターンシップ（大学院） * Ocha-Solution Program（応用） * 科学教育特別研究 * 科学教育基礎 * 科学教育 I * 科学教育 II * 科学教材研究 * 上級英語コミュニケーション演習（E S A） I * 上級英語コミュニケーション演習（E S A） II * 上級英語コミュニケーション演習 III * 上級英語コミュニケーション演習 IV * 上級英語コミュニケーション演習 V * 上級英語コミュニケーション演習 VI * 上級英語演習 I（R／W） * 上級英語演習 II（R／W） * 上級英語演習 III（L／S） * 上級英語演習 IV（L／S） * TOEFL 対策演習 R／L * TOEFL 対策演習 S／W * IELTS 対策演習 R／L * IELTS 対策演習 S／W * 時事英語演習 I * 時事英語演習 II * ビジネス英語演習 I * ビジネス英語演習 II * 英語プレゼンテーション演習 I * 英語プレゼンテーション演習 II * 「平和と共生」実践演習 * 国際共生社会論フィールド実習 * アートマネジメント特別講義 I * アートマネジメント特別講義 II * アートマネジメント特別演習 I * アートマネジメント特別演習 II * 未来起点研究 I * 未来起点研究 II * 未来起点研究 III * 未来起点研究 IV * 女性活躍推進講座</p>	<p>博士後期課程設置科目</p> <p>キャリア開発特論（基礎編） キャリア開発特論（応用編） キャリア開発特論（ロールモデル編） キャリア開発特論（実践編） グローバル女性リーダー特論（基礎編） グローバル女性リーダー特論（応用編） グローバル女性リーダー特論（ロールモデル編） グローバル女性リーダー特論（実践編） Project Based Team Study II グローバル研修 II * プロフェッショナルインターンシップ</p>	2 2 2 2 1 1 1 1 8 2 1			

* : 修了に必要な単位に含めることができない。

備考 博士前期課程共通科目として単位を修得した科目は履修できない。

別表第3 (第20条関係)

課 程	専 攻	免許状の種類
博士前期課程	比較社会文化学専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（中国語） 中学校教諭専修免許状（英語） 中学校教諭専修免許状（社会） 中学校教諭専修免許状（保健体育） 中学校教諭専修免許状（音楽） 中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（中国語） 高等学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史） 高等学校教諭専修免許状（保健体育） 高等学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（家庭）
	人間発達科学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（社会） 中学校教諭専修免許状（数学） 中学校教諭専修免許状（理科） 中学校教諭専修免許状（音楽） 中学校教諭専修免許状（美術） 中学校教諭専修免許状（保健体育） 中学校教諭専修免許状（保健） 中学校教諭専修免許状（技術） 中学校教諭専修免許状（家庭） 中学校教諭専修免許状（職業） 中学校教諭専修免許状（職業指導） 中学校教諭専修免許状（英語） 中学校教諭専修免許状（フランス語） 中学校教諭専修免許状（中国語） 中学校教諭専修免許状（宗教） 高等学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史） 高等学校教諭専修免許状（公民） 高等学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（音楽） 高等学校教諭専修免許状（美術） 高等学校教諭専修免許状（工芸） 高等学校教諭専修免許状（書道） 高等学校教諭専修免許状（保健体育） 高等学校教諭専修免許状（保健） 高等学校教諭専修免許状（看護） 高等学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（情報） 高等学校教諭専修免許状（農業） 高等学校教諭専修免許状（工業） 高等学校教諭専修免許状（商業） 高等学校教諭専修免許状（水産） 高等学校教諭専修免許状（福祉） 高等学校教諭専修免許状（商船） 高等学校教諭専修免許状（職業指導） 高等学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（フランス語） 高等学校教諭専修免許状（中国語） 高等学校教諭専修免許状（宗教）
	ジェンダー社会科学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史） 高等学校教諭専修免許状（公民） 高等学校教諭専修免許状（家庭）
	ライフサイエンス専攻	中学校教諭専修免許状（家庭） 中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（理科）
	理学専攻	中学校教諭専修免許状（理科） 中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（情報）
	生活工学共同専攻	中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（家庭）

附 則(平成25年4月17日)

この規則は、平成25年4月17日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月16日)

この規則は、令和2年9月16日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

学士の卒業証書・学位記

卒業証書・学位記

氏名

年月日生

本学○○学部○○○学科所定の
課程を修めたことを認める

年月日

学部印
お茶の水女子大学○○学部長 氏名印

右の認定により本学を卒業したので
学士(○○○)の学位を授与する

大学印
第号
お茶の水女子大学長 氏名印

別記様式第2号の1(第7条関係)
論文の審査による修士の学位記

第 号	年 月 日	氏 名 年 月 日生
本学大学院人間文化創成科学研究科 ○○○専攻の博士前期課程において 所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したので 修士(○○○)の学位を授与する		
お茶の水女子大学 印		

別記様式第2号の2(第7条関係)
研究成果の審査による修士の学位記

第 号	年 月 日	氏 名 年 月 日生
本学大学院人間文化創成科学研究科 ○○○専攻の博士前期課程において 所定の単位を修得し特定の課題に ついての研究の成果の審査及び 最終試験に合格したので 修士(○○○)の学位を授与する		
お茶の水女子大学 印		

別記様式第2号の3(第7条関係)

博士前期課程生活工学共同専攻修了による修士の学位記

学位記

学位記

氏名

氏名

年月日生

年月日生

第
号

年
月
日

お茶の水女子大学
奈良女子大学

印 印

お茶の水女子大学大学院人間文化創成
科学研究科及び奈良女子大学大学院
人間文化総合科学研究科生活工学
共同専攻の博士前期課程において
所定の単位を修得し学位論文の
審査及び最終試験に合格したので
修士(○○○)の学位を授与する

本学大学院人間文化創成科学研究科
○○○専攻の博士後期課程を
修了したので博士(○○○)の
学位を授与する

論文題目

博甲第
号

年
月
日

お茶の水女子大学

印

別記様式第3号の2(第7条関係)
博士後期課程生活工学共同専攻修了による博士の学位記

博甲第 号	学位記		
	氏名	年月日	生
お茶の水女子大学大学院人間文化創成 科学研究科及び奈良女子大学大学院 人間文化総合科学研究科生活工学 共同専攻の博士後期課程を修了したので 博士(○○○)の学位を授与する	論文題目		
年 月 日			
奈 良 女 子 大 学	お茶の水女子大学	印	印

別記様式第3号の3(第7条関係)
課程修了による博士の学位記(博士課程教育リーディングプログラム)

博甲第 号	学位記		
	氏名	年月日	生
本学大学院人間文化創成科学研究科 ○○○専攻の博士後期課程及び グローバル理工学副専攻プログラムの 課程を修了したので博士(○○○)の 学位を授与する	論文題目		
年 月 日			
お茶の水女子大学	印		

学位記

氏名
年月日生

本学に学位論文を提出し、その審査及び試験に合格しがつ所定の学力を有するものと認定したので博士(○○○)の学位を授与する

論文題目

年月日

お茶の水女子大学

印

博乙第
号

係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

6 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名等を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第47条 情報漏えい等の安全確保の上で問題となる事案(以下単に「事案」という。)の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が本規則に違反している事實を知り又は兆候を把握した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者等に報告するものとする。

2 保護管理者等は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うこととする。

3 保護管理者等は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告するものとする。

5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

6 保護管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第48条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに関係する行政機関に情報提供を行う。

(監査)

第49条 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、定期に又は隨時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第50条 保護管理者等は、部局又は室及び課における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ隨時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第51条 総括保護管理者又は保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(行政機関との連携)

第52条 本学は、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報を適切に管理するものとする。

(雑則)

第53条 この規則に定めるもののほか、個人情報等の管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月18日)

この規則は、平成23年5月18日から施行する。

附 則(平成26年7月29日)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月18日)

この規則は、平成27年11月18日から施行する。

附 則(平成28年3月25日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月20日)

この規則は、平成31年2月20日から施行する。

別紙様式(第20条関係)

(省略)

平成23年3月28日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学学則(以下「学則」という。)第31条第1項第1号に規定する除籍及び第32条に規定する復籍の取扱いに関する事項を定めるものとする。

(除籍の要件)

第2条 授業料を2期連続して滞納し、督促してもなお当該2期分を納入しない者は、2期目の末日をもって除籍する。

2 前項の期とは、学則第19条に定める前学期及び後学期であって、授業料納付義務のある学期をいう。

(除籍の手続)

第3条 除籍の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 財務課は、授業料未納者及び当該授業料未納者の保証人に督促状を送付する。

(2) 財務課は、学務課に授業料未納者を通知する。

(3) 学科長(又はコース主任、講座主任)、指導教員、学年担当教員は、学務課とともに、2期連続して滞納した授業料未納者に、文書をもって修学意思の確認と授業料未納による除籍について説明を行い、また、当該授業料未納者の保証人に同様の措置を行う。

(4) 除籍は、教授会の議を経て、学長が行う。

(5) 学長名で、除籍通知書を学生に、その写しを当該授業料未納者の保証人に送付する。

(復籍の取扱い)

第4条 学長は、第2条の規定により除籍となった者が、除籍日の翌日から起算して3年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、教授会の審査の上許可することができる。

2 前項の規定による復籍の時期は、許可を得た日以降における最初の前学期又は後学期の始めとする。

3 前2項の規定より復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

4 除籍となった事由が消滅し、復籍を願い出た者が除籍から退学に準ずる扱いへの変更を希望した場合は、学長の許可の下、原則として退学者と同様の扱いとする。

(復籍の制限)

第5条 第2条の規定により除籍した者が、復籍後に同条により再び除籍となった場合は、復籍を認めない。前条第4項により退学に準ずる扱いに変更になった者も同様とする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行前に除籍した者については、適用しない。

2 この規程の施行日の前日に在学し、この規程の施行後引き続き本学に在学する者については、第2条及び第3条中「2期」とあるのは、この規程の施行日前における授業料未納の期を算入しないものとする。

3 前項の規定により、この規程の施行日前における授業料未納の期を算入されなかった者が、第2条の規定により除籍された後に第4条第1項の規定により復籍を願い出るときは、当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額に加えて、前項の規定により算入されなかった期に係る未納の授業料に相当する額を含めた額を納付しなければならない。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

平成23年4月13日
制 定

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学に在籍する学生の旧姓及び通称名(以下「通称名等」という。)使用の取扱い及び手続等については、この要項の定めるところによる。

(通称名等を使用できる場合)

第2条 通称名等を使用できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 戸籍又はパスポート等上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生が通称名を使用する場合
- (3) 外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (4) その他学長が必要と認めた場合

(通称名等使用ができる文書等)

第3条 通称名等使用ができる文書等は、第4条に定める以外の文書等とする。

2 博士学位論文の申請、審査及び授与に関する書類並びに博士学位論文及び博士学位記における旧姓の併記については、別に定める。

(通称名等使用ができない文書等)

第4条 通称名等使用ができない文書等は、次のとおりとする。

- (1) 教育職員免許状申請書類
- (2) 管理栄養士国家試験出願書類及び栄養士免許申請書類
- (3) 前2号に定めるもののほか、国等の機関の所管する制度等により、通称名等の使用が認められていないもの
- (4) その他通称名等使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

(通称名等使用の申出)

第5条 通称名等使用を希望する学生は、通称名等使用申出書(別紙様式1)に確認書類を添えて、学務課に提出しなければならない。

(通称名等使用の中止)

第6条 通称名等を使用している学生が、使用を中止する場合、通称名等使用中止届(別紙様式2)を学務課に提出しなければならない。

(記録)

第7条 通称名等使用の申出又は通称名等使用の中止についての届出を受理した場合は、その旨を学籍簿に記録する。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

第8条 卒業、修了又は退学時に通称名等使用をしていた学生に係る文書等(第4条に定めるものを除く。)の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、通称名等で行うものとする。

(通称名等使用に伴う証明等)

第9条 通称名等使用の学生から、文書等(学位記を含む。)の戸籍上の氏名と通称名等の同一性について説明依頼があった場合は、「本学では、通称名等使用を認めている。」旨が記載された文書(別紙様式3)を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は、当該学生が自助努力で証明することとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式1

(別紙様式1)
通称名等使用申出書
年　月　日

お茶の水女子大学長 殿

学籍番号
学部（又は大学院）
学科（又は専攻）
学年
氏名 印

下記のとおり通称名等を使用したいので、確認書類を添えて下記のとおり申し出ます。

記

1. 使用する通称名等（フリガナ）

2. 使用理由（該当の番号に○を記入）

- (1) 旧姓を使用（確認書類：戸籍抄本又は旧姓の併記された住民票の写し）
- (2) トランジッジンガー学生が通称名等を使用（確認書類：通称名の記載がある郵便物やカードの写し等）
- (3) 外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用（確認書類：住民票の写し）
- (4) その他（確認書類：通称名等の使用を希望する理由書等）

（以下は学務課記載）
◆学籍事務担当処理欄

1) 使用開始年月日： 年　月　日 確認 印

2) 学籍簿記録処理年月日： 年　月　日 記録 印

3) その他

別紙様式2

(別紙様式2)
通称名等使用中止届
年　月　日

お茶の水女子大学長 殿

学籍番号
学部名（又は大学院）
学科名（又は専攻名）
学年
氏名 印
(通称名等)

下記のとおり通称名等の使用を中止しますので届け出ます。

記

1. 中止する通称名等

2. 使用する戸籍又はパスポート等上の氏名

3. 中止年月日 年　月　日

4. 中止理由：

（以下は学務課記載）
◆学籍事務担当処理欄

1) 使用中止年月日： 年　月　日 確認 印

2) 学籍簿記録処理年月日： 年　月　日 記録 印

3) その他

別紙様式3

(別紙様式3)

お茶の水女子大学学生の氏名表記について

本学では、学生からの申出により、学生の氏名表記について戸籍又はパスポート等上の氏名でなく通称名等を使用することを認めており、下記学生の氏名表記については、学位記を含め各種文書等（ただし、国等の機関の所管する制度等により、通称名等の使用が認められていないもの等を除く。）で通称名等を使用しています。

記

通称名等

戸籍又はパスポート等上の氏名

年　月　日
お茶の水女子大学長
○ ○ ○ ○

※この書類は、通称名等使用の学生から提出を求められた場合に作成し、交付することとする。